

平成29年度 秋田港国際コンテナ利用促進奨励事業募集要領

平成29年3月
秋田市商工貿易振興課

1 事業の目的

秋田市では、秋田港の利用促進を図るため、秋田港の国際定期コンテナ航路を利用（輸出入）している市内企業等を対象に、コンテナ貨物輸送費や陸送費等に対して、奨励金を支給します。

2 奨励金の概要

(1) 奨励金額（限度額）

ア 対象年度期間において、1社あたり5TEU(※)までとする。

※20フィートコンテナ1本を1TEUとし、40フィートコンテナ1本は、2TEUとする。

イ コンテナの種別

(ア) ドライコンテナ 1TEUあたり5万円

(イ) リーフアーコンテナ 1TEUあたり7万円

※1TEUあたりの経費が、上記の金額に満たない場合は、実際の経費まで減額となります。

(2) 奨励金の対象期間

交付決定日から平成30年3月31日まで

※交付決定前のコンテナ利用分の経費は対象になりません。

(3) 対象経費

奨励金の対象期間内に、秋田港の国際定期コンテナ航路利用に関連した以下に掲げる経費です。（市、県又は国の制度の奨励金交付を受けている場合は除きます。）

ア 陸上運賃（コンテナ運搬料）※秋田港発着分のみ

イ 海上運賃

ウ コンテナヤードにおけるコンテナ取扱い作業費用

エ 船荷証券作成費用

オ バンニングおよびデバンニング費用

カ 梱包作業費用

3 申請に必要な資格等

(1) 有資格条件

ア 秋田市内に本社もしくは本部があり、製造・営業等の事業を行っている企業等であること。

イ 奨励金の対象期間に国際定期コンテナ航路を利用する荷主であり、荷主証券等に荷主として記載されていること。

ウ 秋田港国際定期コンテナ貨物計画が交付対象年度において、30TEU以下であること。

※交付決定後に、30TEUを超えた場合は、交付決定が取消しとなります。

(2) 欠格事項

本事業に申請する企業は、次の全ての事項に該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第1項各号および第2項各号のいずれかに該当する法人等で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する法人等で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人等を含む。）
- イ 申請の日において本市の指名停止措置を受けている法人等
- ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている法人等
- エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する法人等
- オ 市税に滞納がある法人等

4 申請の手続き

(1) 提出書類

- ア 奨励金交付申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 事業実施計画書（様式第3号）
- エ 法人登記事項証明書（全部事項証明書）

(2) 提出場所 〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号 市庁舎3F
産業振興部商工貿易振興課 貿易振興担当

(3) 受付期間

平成29年4月3日(月)から平成29年6月30日(金)まで
(土曜日・日曜日および祝日を除く)

(4) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(5) 提出方法

持参とします。

※提出期限後における申請書類の変更および追加は認めません。

※全ての提出書類が期限内に到着しない場合（書類に不備があった場合で、差替え等が期限内に完了しない場合を含む）は失格となります。

(6) 提出部数

正本1部を提出してください。

※必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(7) 募集要項の交付

募集要項や申請書類の様式は、秋田市のホームページからダウンロードしてください。

(8) 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(9) その他留意事項

- ア 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- イ 提出された書類は、返却しません。
- ウ 提出された書類は、本件以外に使用しません。
- エ 奨励金交付決定に対する異議は受け付けません。
- オ 提出された書類については、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。

5 問合せ先

秋田市産業振興部商工貿易振興課貿易振興担当

電 話 018-888-5730

FAX 018-888-5727

メール ro-inpr@city.akita.akita.jp